

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 7 月 15 日

香川県公安委員会委員長 伊 賀 三 千 廣

香川県公安委員会規則第10号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
警察署名	名 称	位 置	所 管 区	警察署名	名 称	位 置	所 管 区
略				略			
香川県丸 亀警察署	略	善通寺市稲木町 <u>9番地2</u>	略	香川県丸 亀警察署	略	善通寺市上吉田 <u>町4丁目9番30 号</u>	略
略				略			

附 則

この規則は、平成28年 7 月 21 日から施行する。